



報道資料

広島県安芸郡府中町

提 供 日	令和6年2月19日
問い合わせ	福祉保健部福祉課 (担当者 課長 箱田) 電話 082-286-3164

障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害者相談支援事業」（障害者及びその家族等からの障害福祉に係る相談対応を行うもの）について、本町では、これまで消費税の非課税事業として事業者へ委託していました。

しかしながら、令和5年10月4日付の国からの通知により、当該事業については、消費税の課税事業であること、また、受託事業者に対して消費税を支払う必要があること等が示されたことにより、当該事業が課税事業であることが判明しました。

2 今後の対応について

障害者相談支援事業等の受託事業者に対し、平成30年度から令和5年度分の消費税相当額を支払います。また、消費税に関し適正な税処理を行うよう受託事業者に周知します。

3 対象事業者数

5 法人

4 支払金額（概算）

6, 4 4 5, 0 0 0 円（委託料等に係る消費税相当額）

5 再発防止策

今後、委託料に係る消費税の取扱いについて非課税とする場合は、その都度、根拠法令等を確認し適正な事務に努めてまいります。